

百日咳と診断された患者様へ

就園、就学されている場合

百日咳は学校保健安全法で出席停止の扱いとなる感染症です。出席停止期間は、特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまでです。

感染危険期間※に周りに接触した方がいる場合

(※症状出現～抗菌薬内服開始の5日後まで)

接触者の方へ次の2点をお伝えください。

- ①接触後約3週間は軽い風邪のような症状の出現(特有の咳が出る前に出現)に注意するようお伝えください。
- ②症状が出現した場合、身近に百日咳患者がいたことを伝えた上で早めに医療機関を受診するようお伝えください。

初めは

軽い風邪のような
症状

鼻水・くしゃみ・咳・微熱
など

約2週間
続いた後

特有の症状は？

けいれん性の咳発作

- 短い連続的な咳
- 息を吸う際のヒューという笛音
- 咳込みによる嘔吐 など



乳児は要注意!

1歳未満の乳児(特に生後6か月未満)では無呼吸発作などをおこし重症化することもあります。

治療には抗菌薬!

抗菌薬をのむことが必要です。
軽い風邪のような症状のうちに飲み始めることが有効です。